

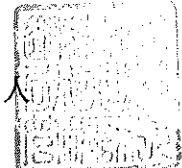
新千歳空港及び千歳飛行場の運用等に関する  
運輸省と防衛庁との間における覚書

空管第 58号  
空保第 67号  
教訓第 2189号  
平成8年4月23日

運輸省航空局飛行場部

管理課長

各務正人



運輸省航空局管制保安部

保安企画課長

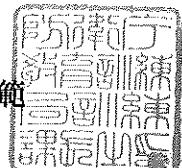
三ツ矢憲生



防衛庁教育訓練局

訓練課長

柳谷俊範



両省庁は、新千歳空港及び千歳飛行場の運用等に関し、次のとおり協定する。

1. 民間航空機は、次項の場合を除き新千歳空港に離着陸し、自衛隊機は第3項の場合を除き、千歳飛行場に離着陸するものとする。但し、政府専用機は、新千歳空港に離着陸できるものとする。
2. 新千歳空港の滑走路が、緊急事態の発生及び除雪作業等により一時的に使用できない場合は、民間航空機は自衛隊機の利用との調整を図りつつ、千歳飛行場に離着陸することができるものとする。
3. 千歳飛行場の滑走路が、緊急事態の発生及び除雪作業等により一時的に使用できない場合は、千歳飛行場に帰投中の航空機及び緊急性の高い出発機（例：災害派遣等）



については、民間航空機の利用との調整を図りつつ、新千歳空港に離着陸することができるものとする。

4. 民間航空機の千歳飛行場の使用時間帯は0700（I）～2200（I）とし、その他の時間帯の使用については、今後、両省庁間において別途調整検討する。
5. 両省庁は、新千歳空港と千歳飛行場の運用等に関し、必要な細部取り決めについては、現地関係機関において協議して定めるものとする。
6. 新千歳空港及び千歳飛行場の運用等に関し、本協定の見直しの必要が生じた場合には、両省庁間で別途協議するものとする。
7. 平成4年7月1日付け「新千歳空港及び千歳飛行場の運用等に関する運輸省と防衛庁との間における覚書」は、新千歳空港のB滑走路が供用開始する日をもって廃止する。